



しあわせ  
信州

# 労働ながの

2022

12月

NO.560

## 「労働者協同組合法」が10月1日に施行されました

組合員が自ら出資し、組合員の意見を反映して事業を行い、組合員自らが事業に従事する「労働者協同組合」について、令和2年12月、「労働者協同組合法」が成立し、令和4年10月1日に施行されました。

少子高齢化が進む中、介護、子育て、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。

担い手も不足している中、多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。そこで、以下の(1) (2) (3)の基本原則に従い、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とした「労働者協同組合」が、新たな法人制度として創設されることとなりました。

### 基本原則

(1) 組合員が出資すること

(2) その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

(3) 組合員が組合の行う事業に従事すること

#### (1) 資金を出し合う

組合員には出資の必要があり、組合員自らが出資することにより組合の資本形成を図ります。これにより組合員による自主的・自立的な事業経営を目指します。

#### (2) 話し合って営む

組合員は、一人一票の議決権及び選挙権があり、組合員の意見を反映して事業・経営を行います。意見反映の方法は定款に定め、また総会でその実施状況及び結果を報告しなければなりません。

#### (3) 共にはたらく

組合員には、原則として、組合の事業に従事する必要があります。ただし、育児や介護等の家庭の事情等で一時的に働くことができない場合などの例外も認められています。

厚生労働省で相談窓口・特設サイトを開設しています

相談窓口 TEL : 0120-237-297

(受付時間 平日 9:00 ~ 17:00)

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

特設サイト

知りたい! 労働者協同組合法

知りたい! 労働者協同組合法

検索



## 労働者協同組合法 周知セミナーのご案内

「労働者協同組合法」をより詳しく知っていただくために、周知セミナーを開催します。

「労働者協同組合法って何だろう?」「活用事例を知りたい!」「今後、労働者協同組合の設立を検討している」という方は、是非ご参加ください。

日時：令和5年1月26日（木） 14時～15時30分

対象：労働者協同組合法に興味がある方ならどなたでも

講師：玉木 信博 氏（日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会 理事）

田中 琢磨 氏（企業組合 労協ながの 事務局長）

定員：100名（申込先着順）

参加方法：オンライン（Zoom）※接続URLは別途ご連絡します

お申込み方法：下記のURL又は右の二次元バーコードから、ながの電子申請サービスにより

お申し込みください（申し込み必須）



URL: [https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=28526](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=28526)

申込み締切日：令和5年1月20日（金）

お問い合わせ先：長野県産業労働部労働雇用課（026-235-7119）

## 女性活躍推進セミナー・ 女性管理職の異業種交流会 の参加者を募集しています！

参加無料  
事前申込制

長野県では、働き方改革や女性登用の取組を促進し、働く希望を持つすべての方が、性別に関わりなく能力を発揮して働くことができる環境づくりを推進するため、下記のとおりセミナー・交流会を開催します。この機会にぜひご参加ください。

### 女性活躍推進セミナー

女性登用の取組促進が企業に与えるメリットを県内企業の取組事例を交えながらお話しします。

【対象】 県内企業の経営者、管理監督者、標記セミナーにご関心のある方

【開催方法】 YouTubeによる限定配信（配信期間：令和5年2月1日（水）～3月15日（水））

【申込期限】 令和5年3月15日（水） ※視聴URLはお申し込みいただいた方へ別途ご連絡します。

### 女性管理職の異業種交流会

様々な職種や業種の人と、日頃の悩みや情報交換の場として楽しく交流いただけますので、是非ご参加ください。

【対象】 県内企業に勤務の女性管理職の方（役員等の上級管理職を除く）又は、管理職を目指したい・目指してほしいと思う女性社員の方

【定員】 各回30人程度

【日程】

開催日	会場	時間	参加申込期限
令和5年2月14日（火）	オンライン開催（Zoom）	13:30～15:30	令和5年2月10日（金）
令和5年3月9日（木）	長野市生涯学習センター （長野市敦賀間御所町1271-3）	13:30～16:00	令和5年3月6日（月）

※詳細はお申し込みいただいた方へ別途ご連絡します。

申込み・問合せ先

イーキュア株式会社（委託事業受託者）

電話：0263-40-0234（平日10時～17時）

お申込みは下記のURL又は右の二次元バーコードからお願いします。

URL：<https://e-cure.jp/seminar/>



日本語教師・日本語教育機関と企業をつなぐ

## 「しんしゅう日本語教育等人材バンク」

を活用しませんか？

長野県内には約 35,000 人の外国の方々が暮らしており、  
県内で働く方も、増えてきています。

外国人従業員の日本語教育で困っていることはありませんか。

「しんしゅう日本語教育等人材バンク」は、企業のみなさまに、

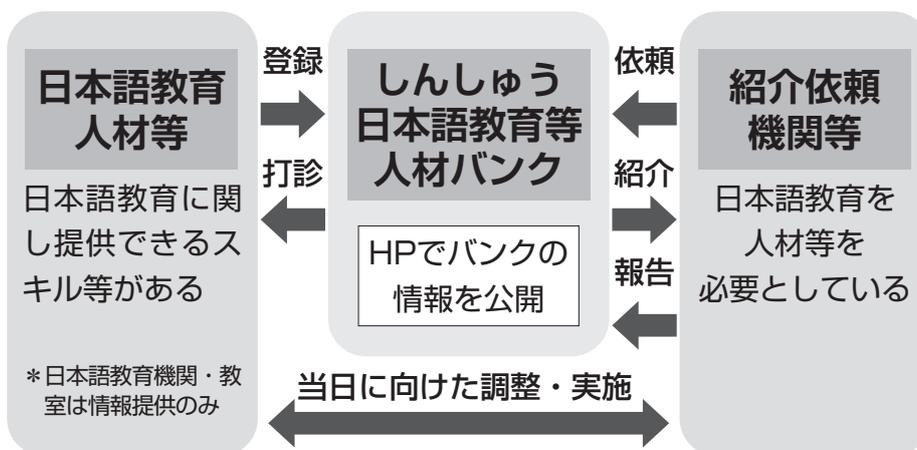
長野県で活動する日本語教師・日本語教育機関等をご紹介します。

登録者数  
140名

(2022.11.1現在、  
延べ人数)



## マッチングまでの流れ



## 依頼方法

県ホームページに掲載している登録人材一覧を確認のうえ、原則として紹介を希望する日の3週間前までに必要書類(様式6及び関連書類)を郵送またはながの電子申請サービスからご提出ください。

県公式 HP はこちら→

しんしゅう「やさしい日本語」大会を開催します  
～オンラインセミナー形式～

県では、外国人とのコミュニケーションに有効な「やさしい日本語」を普及するため、オンラインセミナーを開催します。

職場に外国人がいる方、人事担当の方など、どなたでも参加(視聴)できますので多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

開催日 令和5年1月29日(日) 13:00~15:40(予定)

方法 ①Zoomウェビナーによる参加(要申込)

登壇者への質問ができます。

1月18日(水)までにお申込みください。

②YouTubeライブの視聴(申込不要)

登壇者への質問はできませんが、お気軽にご視聴いただけます。

二次元バーコードからアクセスしてご視聴ください。



① Zoom ウェビナー  
お申し込みはこちら



② YouTube ライブ  
視聴はこちら

## 【プログラム】

- 基調講演 岩田 一成 氏 (聖心女子大学 教授)
- 事例発表 長山 和夫 氏 (一般財団法人日本国際協力センター 国際協力推進部長)  
甘利 庸子 氏 (のぞみグループ 代表)  
明治大学 山脇ゼミ
- 基調講演講師、事例発表者によるパネルディスカッション

# 長野県の最低賃金

★ みんなチェック！ 最低賃金 ★

長野県の事業所で働く全ての労働者に適用される最低賃金が、令和4年10月1日から時間額908円に改定されました。なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。）

対象業種	時間額（令和3年改定額）	発効年月日
計量器・測定器等製造業	<b>945円</b> （916円）	令和4年12月14日
はん用機械器具等製造業	<b>956円</b> （927円）	令和4年12月16日
各種商品小売業	<b>910円</b> （879円）	令和4年12月31日

※ 精皆手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。

※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用意しております。詳しくは、[長野労働局ホームページ](#)をご覧ください。

長野労働局

検索

最低賃金とは...



業務改善助成金



お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は  
長野労働局 労働基準部 賃金室（電話026 - 223-0555）へ

## 「個別労働紛争あっせん制度」周知月間の活動を行いました！

長野県労働委員会では「個別労働紛争あっせん制度」により働く皆さんと事業主とのトラブルの解決をお手伝いしています。県では毎年10月を本制度の周知月間とし、各種啓発活動を行っています。今年も様々なPR活動を実施しました。

### ○主な実施内容

- ①長野駅、松本駅前での街頭啓発活動（啓発物品としてウェットティッシュ・ポケットティッシュを配布）
- ②信州大学松本キャンパスで労働相談会の開催（学園祭のテントブースにおいて実施）
- ③県庁及び県内の4合同庁舎に周知・啓発コーナーを設置
- ④労政事務所の労働講座におけるあっせん制度の周知・PR
- ⑤ラジオ番組への出演 ⑥広報誌・機関紙等へのPR記事の掲載

### ○個別労働紛争あっせん制度とは

働く皆さんと事業主との間に生じた労働条件等のトラブルについて、当事者からの申請に基づき労働問題に関し豊富な知識を有するあっせん員が、双方の話をお聞きし、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

まずは、県下4か所の労政事務所、もしくは労働委員会事務局にご相談ください。



会長による街頭啓発の様子（松本駅前）



掲示したポスター



相談・あっせんの秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

### ○お問い合わせ先

長野県労働委員会事務局（長野県庁8階）

Tel 026-235-7468 E-mail [roi@pref.nagano.lg.jp](mailto:roi@pref.nagano.lg.jp)

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html>



労働ながの 編集・発行：長野県産業労働部労働雇用課 HPにも掲載中

労働ながの

検索

電話 026-235-7119 Eメール：[rodokoyo@pref.nagano.lg.jp](mailto:rodokoyo@pref.nagano.lg.jp)

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております！